

令和7年度「千葉港ポートセミナー」業務委託企画提案募集要項

1 委託業務名

令和7年度「千葉港ポートセミナー」業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から千葉港ポートセミナー開催日の1か月後

3 委託業務の内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

4 委託料（積算上限額）

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

6 応募資格

次の全ての要件を満たす、法人格を有する団体とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）審査・選考を行う選考委員会（以下「委員会」という。）の開催時までに、千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登載されている者であること。
- （3）募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- （4）募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

- (5) 委員会の委員が、役員や顧問として関係する法人又は職員として所属する法人でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む）、又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

7 企画提案書の提出方法

(1) 応募期間 令和 7 年 7 月 2 8 日（月）から令和 7 年 8 月 1 5 日（金）まで

(2) 応募方法

持参又は郵送（メール及び F A X での応募は不可）

(3) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土日祝日を除く）

※郵送の場合は、令和 7 年 8 月 1 5 日（金）必着とする。

(4) 提出部数

原本 1 部、コピー 7 部（応募書類は返却しないものとする。）

(5) 提出書類（用紙サイズは原則として全て A 4 判とする。）

ア 企画提案応募書（様式第 1 号）

イ 企画提案に関する調書（任意様式）

「業務委託仕様書」を参照の上、具体的な内容を記載すること。

また、以下の事項を盛り込むこと。

- ① 団体概要（定款を添付すること。）
- ② 業務の実施体制
- ③ 業務スケジュール（契約締結から完了まで）

ウ 類似業務の実績又は当該業務を実施する上での強みに関する調書（任意様式）

エ 業務に要する経費についての見積書（任意様式）

- ① 本企画提案の内容を実施するために必要な全ての経費を算定すること。
- ② 経費の算定に当たっては、各経費を①人件費、②事業費、③一般管理費（＝「①人件費＋②事業費」の 1 0 % 以内）に区分した上で、経費の具体的内容がわかるよう、各経費の内訳を詳細に記載するとともに、積算根拠（数量、単価）等も併せて表示すること。

オ 宣誓書（様式第2号）

カ 後述する選考委員会で、別途プレゼンテーション資料を用いる場合はその資料

（6）提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁中庁舎5階）

千葉県県土整備部港湾課 港湾振興室

令和7年度「千葉港ポートセミナー」業務委託 担当宛

8 質問の受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答は、下記のとおりとする。

ただし、応募の状況、委員名等に関する質問等は受け付けることができないため、留意すること。

（1）質問受付期限

令和7年8月8日（金）午後5時まで

（2）受付方法

メール又はFAX（※）

※件名は、「令和7年度「千葉港ポートセミナー」業務委託についての質問事項」

とし、団体名・担当者名・連絡先を必ず記載すること（様式任意）。

※メール又はFAX送信後、電話にて必ず到達確認を行うこと。

（3）送付先

千葉県県土整備部港湾課 港湾振興室

令和7年度「千葉港ポートセミナー」業務委託 担当宛

メールアドレス：kousin2@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX：043-227-0928

（電話：043-223-3835）

9 選考方法・審査基準等

（1）選考方法

ア 選考は、選考委員会において審査し、最も優れた企画案を提出した者を委託先候補として選定する。

イ 審査に当たっては「15分程度のプレゼンテーション」及び「質疑」を実施することとし、選考委員会の日程等については企画提案者に別途通知する。

ウ やむを得ない事情により、プレゼンテーション等による対面での審査に支障があると判断される場合には、書面等による審査を行うこととし、この場合も審査方法等の詳細については、企画提案者に別途通知する。

(2) 審査基準

審査に当たっては、「別表」により総合的に評価し、選考する。

(3) 審査結果

審査結果は、応募者全員に郵送で通知する。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限内に企画提案書等を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 見積書の金額、住所、氏名、印影又は重要な文書の誤脱、若しくは認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (8) 委員会を正当な理由なく欠席したとき。
- (9) その他、提出書類の重大な記載不備等により、県が無効であると判断したとき。

11 委託契約

「9 選考方法・審査基準等」により選定した最も優れた企画案を提出した者を委託先候補として、詳細な業務内容及び契約条件等について協議、合意した後に、委託契約を締結する。

(1) 契約時期

令和7年8月下旬（予定）

(2) 契約期間

契約締結日から 千葉港ポートセミナー開催日の1か月後

(3) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約に当たって、協議の上、企画案の一部を変更する場合がある。

イ 契約に当たっては、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めること。

なお、契約保証金は免除する場合がある。

ウ 業務の全部を第三者に委託してはならない。

なお、業務の一部の再委託については、高い事業効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。

エ やむを得ない事情により、業務の一部又は全部を変更又は中止することがある。

この場合において、業務委託料及び履行期限等について、協議の上、変更できるものとし、書面にてこれを定めるものとする。

12 注意事項

(1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出された書類について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う。

(4) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）に基づき開示する場合がある。

(5) 提出された書類等は必要に応じて複写する。

(6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(別表)

審査項目		審査基準
企画提案 内容	業務内容の 理解	・ 事業の趣旨を十分に理解した企画提案になっているか。
	企画力	・ 講演内容及び講演者の企画提案は、セミナーの目的に適しており、魅力ある内容となっているか。
		・ 開催会場は、参加者のアクセスに配慮するとともに、十分な広さ・設備等を備えているか。
		・ 交流会において、参加者が効果的な交流ができるよう、工夫がなされているか。
	広報	・ 効果的な広報が可能な内容となっているか。
	事業の効果	・ 事業の実施により、千葉港の魅力や優位性が効果的に発信され、港湾の利用促進を図ることが見込まれるか。
業務遂行 能力	業務実施 体制	・ 業務を円滑に実施するための体制を有しているか。 ・ 業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・ 業務スケジュールは、提案内容の実行が可能なものとなっているか。 ・ 業務責任者の経験や知見は十分か。
	類似業務の 経験・実績	・ 業務を円滑に実施するための経験、実績は十分備えているか。
	専門知識、 適格性	・ 業務内容に関する知識、知見を有しているか。 ・ 業務を遂行する上で有効な資格等を有しているか。
経費の妥当性		・ 所要経費・算定根拠が明確に示されていて、合理的な内容であるか。 ・ 費用対効果に十分配慮した経費となっているか。